

浄化槽の正しい管理について（お願い）

浄化槽は、家庭からの汚水（し尿、台所排水、洗濯排水など）を微生物の働きにより浄化し、河川等に放流するものです。微生物が活躍しやすい環境を保つように維持管理を正しく行うことが大切です。浄化槽の維持管理には、【**保守点検**】【**清掃**】【**法定検査**】がありますが、それぞれ定期的実施することが「**浄化槽法**」で浄化槽設置者（管理者）に義務付けられています。

保守点検を定期的に行ないましょう

浄化槽の保守点検は、消毒剤の補給や機械の点検・補修など維持管理を行います。専門業者（登録業者）と委託契約を結ぶなどして定期的（家庭用ならば4ヶ月に1回以上、みなし浄化槽は3ヶ月1回以上）に行なってください。専門業者や維持管理に関するお問い合わせは保健所（下記）又は市町環境担当課までお願いします。

清掃は市町長の許可業者に

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る作業を清掃といいますが、概ね1年に1度は清掃が必要です。市町長の許可を受けた清掃業者に委託してください。

指定検査機関の**法定検査**を受けて下さい

知事が指定した検査機関（石川県浄化槽協会）による、浄化槽法第7条及び第11条に定められた検査で、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間に1回と、その後は1年に1回定期的に受けなければなりません。なお、検査手数料については今年度改正され、県広報2月16日号にて告示、H19.4.1より施行されています。詳しくは石川県浄化槽協会又は下記までお問合せください。

正しく維持管理をされている浄化槽設置者もたくさんおられますが、未だ管理されていない浄化槽も多く見受けられます。きれいな河川・環境を守るためにも、維持管理がまだの浄化槽設置者は、上記3点をしっかり守り維持管理されるようよろしくお願いたします。また、し尿のみを処理する**単独浄化槽**（みなし浄化槽）についても同じ維持管理が義務付けられています。詳しいことは下記までお問合せください。